

規制改革等3か年計画2005 ～ 協同組織金融機関関係

制度調査部
堀内勇世

規制改革等3か年計画2005～金融関係編2

【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

「協同組織金融機関」の項目を引用する。

1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「7 金融関係」の中の「イ 協同組織金融機関」の項目を引用する(注3)。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

(注3) 「ア 銀行」については以下のレポート参照。

「規制改革等3か年計画2005～『銀行』関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日までとされている。

3 . 「協同組織金融機関」の項目

「イ 協同組織金融機関」の項目を引用する。なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定次期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
信用金庫等による劣後債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討	検討	
信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討	検討	
協金法第 2 条第 3 項に基づく「自己資本率規制」の廃止 (金融庁)	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16 年度中に結論を得る。	検討・結論	結論	
員外貸出先の拡充 (金融庁)	P F I 法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。	検討開始	結論	
一般職員の兼業・兼職制限の廃止 (金融庁)	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。	検討開始	結論	

信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応 (金融庁)	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）】	措置済 (4 月施行予定)		
--	--	-------------------	--	--